

独占禁止法基本問題懇談会（第19回）議事概要

平成18年11月15日

- 1 日時 平成18年11月9日（木）9：30～12：35
 - 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
 - 3 出席者
 - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
 - 座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授
 - 委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
 - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
 - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
 - 角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
 - 西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 根岸 哲 甲南大学法科大学院教授
 - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
 - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
 - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
 - 松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授
 - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
 - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
 - 山本 孝宏 弁護士
- （専門調査員） 今井 法政大学教授
- （その他） 公正取引委員会 松山 経済取引局長
- （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府 次長、東出 参事官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 欧州ビジネス協会からのヒアリング
- (3) 在日米国商工会議所からのヒアリング
- (4) 違反行為に対する金銭的不利益処分の在り方について
- (5) 閉会

5 ヒアリングの概要

- (1) 欧州ビジネス協会から、平成17年の独占禁止法改正を支持する、課徴金の算定率は不当利得よりもむしろ違反行為が市場に与えた経済的影響をベースとし、違反行為に対する認識を変える程度の高いものとするべき、日本の立法において課徴金と刑事罰を併科することを問題としない、私的独占や不公正な取引方法を防ぐための手当てが必要等の意見があった(資料1参照)。
- (2) 在日米国商工会議所から、日本では独占禁止法違反を行えば大きな不利益を被るという意識が浸透しておらず、措置の強化が必要、課徴金は、少なくとも不当利得を剥奪できるものとし、さらにそれを超えた不利益となる水準にすべき、適正手続の保障の観点から日本の手続には懸念があるが、日本の他の制度との整合性も踏まえた議論を期待したい、課徴金減免制度については、各国の競争当局が協力し、一国に申請すれば、他の国でも申請の効果が生じるような制度とすべき、課徴金の算定において法令遵守体制の整備状況を考慮するようにすべき、不服審査の在り方については、審判官の独立性のみならず、審判官スタッフの独立性にも配慮した審判制度とするか、審判を経ずに裁判所に取消訴訟を提起できる制度とすべき、景品表示法の景品規制は廃止する一方、不当表示規制は消費者保護の観点から厳格に運用すべき、下請法は、問題のない取引が規制されるケースもあり、その在り方を再検討すべき等の意見があった(資料2参照)。
- (3) これに対する意見・質疑は、概ね以下のとおり。
 - ・ 日本における課徴金と刑事罰の併科は問題ではないということだが、欧州においては独占禁止法違反に対する刑事罰は一般的ではないのではないか。

欧州では、刑事罰は一般的ではないが、日本においては現在刑事罰は一定の役割を果たしているのではないか。

欧州委員会には、刑事罰を科す権限が与えられていないが、将来的には権限が付与される可能性もある。

- EUでは、行政による金銭的不利益処分額の上限が全世界売上高の10%とされているが、どういう理由でこの水準に決められているのか。
10%の根拠はわからないが、その水準まで課せられる可能性があるということが、違反行為に対する抑止力となっている。
- 日本の制度において、審判で実質的証拠に基づいてなされた事実認定は裁判所を拘束し、命令を出す主体と審判を行う主体がともに公正取引委員会であるということ、公正取引委員会が審査段階で収集した証拠等の全てが当事者に開示されるわけではないこと、弁護士の地位に関し、事情聴取への同席や弁護士秘匿特権が認められないこと、についてどう考えるか。

手続法については、事業活動を行っている進出先の国の法律が適用されることは当然だと理解しており、また全体として大陸法系の流れを汲む日本の法制度の中で公正取引委員会の手続だけを変えてもうまくいかない。ただし、現行の審判官は、必ずしも十分な独立性が確保されているとは言えず、他の分野を含め虚偽を抑止する仕組みが十分とは言えない日本の制度全体を踏まえれば、現在の公正取引委員会の手続は理解できるものの、証拠等を当事者に全てが開示されるわけではない在り方が公正・透明なものか疑問があり、また、弁護士秘匿特権が認められないという問題は実務的によく直面する問題である。

審査段階で収集した証拠等の全てが当事者に開示されるわけではないということだが、公正取引委員会に有利な証拠のみ開示され、不利な証拠は開示されないということではなく、違反事実を認定するのに必要な証拠が開示され、必要でない証拠は開示されないということである。

- 米国では罰金の算定にあたって法令遵守体制が整備されているかどうかを考慮できることとされているが、「法令遵守体制が整備されていれば違反行為は行われぬはずであり、考慮する必要はない」との議論はないのか。
法令遵守体制を整備していたとしても、大きな会社の場合には、違反行為を完全には阻止できないので、そのような議論はない。
- 独占禁止法分野における経済学者の役割はどのようなものか。

米国では、独占禁止法の運用にあたり、市場への影響に重点を置くべきとの主張を行ったシカゴ学派の影響が大きかった。

6 討議

(1) 行政上の措置と刑事罰との関係について

前回会合の議論に関連し以下の発言があった。

- ・ 比例原則の制約はあるものの課徴金と刑事罰の併科は合憲と考えられること、独占禁止法で禁止している違反行為の主体は法人を中心とする事業者であり、違反行為の実行行為者ではなく、事業者に罰則を科すことが自然であること、課徴金は金銭的な不利益の賦課に過ぎない一方、刑事罰は単なる金銭的な不利益よりも重い社会的な不名誉を伴うものであり、より一層重いものであると受け取られていること、刑事罰があることにより、捜査態勢・権限が充実している検察が捜査を行うこととなること、法人犯罪の代表格である独占禁止法違反に対する法人処罰をなくすことにより、法人処罰を規定する多数の他の法律に重大な影響を及ぼす可能性があること、から、独占禁止法における法人処罰は維持すべき。
- ・ 課徴金から刑事罰金を控除するという制度は、司法権に対する行政による介入であり、望ましくない。
- ・ 課徴金を行政上の制裁と整理するなら、上限を定め、その範囲で課すようにし、算定にあたっては、不当利得を考慮することとしてはどうか。

(2) 違反行為に対する金銭的不利益処分の在り方について

前回に引き続き、違反行為に対する金銭的不利益処分の在り方について討議を行った。出された意見の概要は以下のとおり。

- ・ 算定要素とは別に、違反金を賦課するかどうかの裁量を認めるかどうかも検討課題になるのではないかと。その裁量を認める場合には、賦課するかどうかにあたっての考慮要因として違反行為の重大性(カルテルか私的独占か)、実行期間、事業者の市場における相対的な地位、故意・過失(違法性の認識)といった要素が考えられる。
- ・ 企業規模、違反行為における当該事業者の役割、繰り返しの違反かどうか、早期離脱を行ったかどうか、談合における発注者の関与といった点は、違反金の加減算要素とすることを考えても良いのではないかと。

- ・ 算定要素を考えるにあたり、限定列举とするのか例示列举とするのか、必要的考慮事項とするのか任意的考慮事項とするのかも念頭に置く必要がある。
- ・ 違反金の算定にあたっては、独占禁止法の目的規定を踏まえ、消費者利益や国民経済への影響を重視すべきである。その観点から、売上高や違反期間を主として考慮すべきであり、繰り返しの違反や調査協力といった要素は、それらと比較すれば考慮要素としてのウェイトは軽くなるのではないか。
- ・ 違反金の上限額をいくらに定めるべきかについては、不当利得との関係を詰めて考える必要はなく、威嚇効果の観点から検討すればよいのではないか。
- ・ 同じカルテルといっても、イノベーションに伴う開発コストを回収するために行うものと、既存の事業者が長年の習慣で行っているものとは、社会の経済厚生に与える影響が異なっており、違反金算定にあたっては、その点を考慮すべきではないか。
- ・ 開発コストの回収やイノベーションの促進は、知的財産権制度によって行われており、独占禁止法において手当てすべきものか疑問がある。
- ・ 不公正な取引方法は、「公正な競争を阻害するおそれ」の段階で違反となるものであり、「競争の実質的制限」が要件となっているカルテル等とは、市場に与える影響の度合いが異なる。現行どおり、排除措置命令に違反した場合に刑事罰を科するという制度で十分ではないか。
- ・ 不公正な取引方法の実体規定の見直しを含めた議論を行えば、裁量的な金銭的不利益処分について本格的に議論できると考えるが、懇談会で取り上げられるか。
- ・ 懇談会での議論の対象については最初から限定的に考える必要はなく、議論をしていく過程で徐々に整理していくこととなろう。
- ・ 証券取引法等の他の法律でも、不公正な取引方法に相当する取引を規制しているものがあり、それらを踏まえて検討すべきではないか。

7 今後の予定

次回会合は、11月30日に行う。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)